

浄化槽設置の補助制度

生活排水による海や河川などの水質汚濁を防止し、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道等の予定がない区域で浄化槽を新設する方や、みなし浄化槽やくみ取便所から合併処理浄化槽に設置替えをする方を対象に、予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。

補助の対象となる浄化槽	し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽で、BOD(生物化学的酸素要求量)の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l以下に処理する機能があり、「合併浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合する浄化槽。
補助の対象となる地域	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の事業認可区域以外の区域 ・農業集落排水事業の実施区域以外の区域
補助対象	<ol style="list-style-type: none"> 1.10人槽以下の浄化槽であること 2.浄化槽設置の届出の審査または、建築確認を受けていること 3.住宅等を借りている場合、賃貸人の承諾が得られていること 4.販売目的で住宅に浄化槽を設置するものでないこと 5.補助金交付申請者自らが居住するための建物であること 6.設置補助対象年度内に設置工事が完了すること 7.専用住宅または、床面積2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を新築、改築される方、または、これらの住宅に既に設置されているみなし浄化槽やくみ取便所を合併処理浄化槽に設置替えする方 8.国の交付金要綱に適合するものであること <p>※平成31年4月の国の交付金要綱改正に伴い、既に合併処理浄化槽を使用している方は補助対象外となる場合があります。</p>
補助金の額	5人槽から10人槽までで、1基 332,000円(限度額)
申請の方法	裏面の「申請から補助金交付までの流れ」を参考にしてください。

お問い合わせは

〒437-1292 磐田市福田400番地

磐田市 上下水道総務課 給排水サービスグループ

電話：0538-58-3086

FAX：0538-58-3123

磐田市浄化槽設置事業費補助金（裏面）

申請から補助金交付までの流れ

